

## 職権送付について

### 1 前提

前回の第2回全体会において質問がありましたので、まず、前提となる「主張書面」、「資料」、「閲覧・交付請求の対象」について下記の通り説明させていただきます。

なお、行政不服審査法（以下「法」という。）では職権主義が採用されており、大阪市行政不服審査会（条文は異なるが審理員も）が、法第74条に基づき、審査関係人に主張書面等の提出を求めたり（同74条前段）、その他の第三者に書面の提出を求めたり、審査関係人も含めて適当な者に口頭での説明等を求めたりすること（同74条後段）がある点について、当事者から提出があった書面を送付すれば反論・反証の機会を与えたことになる訴訟とは異なった観点で検討する必要があります。

#### (1) 法で規定されている「主張書面」とは何か

法では、第74条ではじめて「主張書面」との用語が出てきますが、「審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）に**その主張を記載した書面**（以下この款において「**主張書面**」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。」と規定されており、法において、主張書面とは、

**審査請求人がその主張を記載した書面**

**参加人がその主張を記載した書面**

**審査庁がその主張を記載した書面**

のことを指しているということになります。

よって、処分庁が提出した書面は、主張書面とは言えないと考えます（そもそも、処分庁は審査会の調査審議において、主張を提出する主体として考えられていないと思われれます）。

なお、大阪市行政不服審査会運営要領（以下「要領」という。）では、第8条第3項以降で「主張書面」との用語が出てきますが、要領は法で規定された「審査会の調査審議の手続」の詳細な運営方法を定めるものであり、法の中で出てくる用語は、特段の断りのない限り、要領においても同義と理解すべきものです。

したがって、要領上も、主張書面とは、

**審査請求人がその主張を記載した書面**

**参加人がその主張を記載した書面**

## 審査庁がその主張を記載した書面

のことを指すこととなります。

### (2) 法で規定されている「資料」とは何か

主張書面と同様、法では、第74条ではじめて「資料」との言葉が出てきますが、その定義規定は法にはありません。

そこで、書籍で調べると、伊藤健次編『Q & A 行政不服審査制度の解説 政令完全対応版』217頁（平成28年第3刷、ぎょうせい）では、「**主張を裏付ける資料**を提出する場合には、資料に番号を付す等して、主張書面における主張内容と資料との対応関係が明らかになるようにしておくことが望ましい」とされています。

上記の解説に従えば、資料とは、主張を裏付けるもの、つまり、訴訟で言うところの証拠（書証）と同様に考えられます。

まとめると、「資料」とは、

**審査請求人が提出した主張を裏付ける書面**

**参加人が提出した主張を裏付ける書面**

**審査庁が提出した主張を裏付ける書面**

のことを指すこととなります。

なお、要領においても、法と異なる定義規定を置いていない以上、法と同じ意味に解すべきものです。

### (3) 法第78条に基づく閲覧・交付請求の対象について

閲覧・交付請求については、法第78条第1項において、「**審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を**求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。」とされています。

よって、閲覧・交付の対象は、

**審査請求人が（求められ、あるいは、自主的に）主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料**

**参加人が（求められ、あるいは、自主的に）主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料**

**審査庁が（求められ、あるいは、自主的に）主張のために作成し提出した書面又は当該主張を裏付けるために提出した資料**

となります。

また、室井力ほか編『コンメンタール行政法 I 【第 3 版】行政手続法・行政不服審査法』550 頁（平成 30 年、日本評論社）でも、「閲覧または写しの交付請求の対象となるのは、行政不服審査会に『提出』された主張書面または資料である。これらの主張書面または資料は、74 条に基づき行政不服審査会が審査関係人に提出を求めたもの、および 76 条に基づき審査関係人が行政不服審査会に提出したものである。」とされています。

なお、「資料」については、法第 74 条に、「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。」と規定されており、『逐条解説 行政不服審査法』（平成 28 年 4 月、総務省行政管理局）では、同条の解説として、「なお、その他必要な調査としては、例えば、関係行政機関に資料の作成及び提出、意見の開陳、説明を求めるとなどが考えられる。」と記載されています。

上記「逐条解説」のように、「資料」には、審査関係人以外の第三者が提出したものも含まれると考える余地もありますが、上記コンメンタールの記載や、総務省の行政不服審査会運営規則第 14 条の 2 には、同第 12 条第 2 項<sup>1</sup>のような規定は置かれていないことから、閲覧・交付の対象とはならないと解されます。

#### (4) 大阪市行政不服審査会における職権送付の導入経緯について

職権送付については、法に規定がなく、一方当事者が相手方の主張や証拠を把握するためには、法第 78 条第 1 項に基づき閲覧・交付請求をする必要がありますが、それだと時間を要することになるため（交付であれば 1 か月程度を要します<sup>2</sup>）、平成 29 年 9 月 28 日付けの要領の改正において、導入することとなりました。<sup>3</sup>

#### (5) 主張書面等の原則職権送付

職権送付については、大阪市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の各部会において運用の違いが見られたことから<sup>4</sup>、令和 4 年第 1 回全体会において意見交換を行

---

<sup>1</sup> 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る行政不服審査法第 78 条第 1 項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ様式第 4 号の別紙の書面により、聴くものとする。

<sup>2</sup> 一概には言えませんが、交付請求→（～2 週間）行政不服審査法第 78 条第 1 項に基づき審査会決定→（1.5 週間）請求人に様式第 20 号及び手数料及び送付費用の納入通知書（経理課決裁）を送付→（1 週間）手数料及び送付費用の納入確認→（1 週間）決裁の後郵送にて交付といった流れになります。

<sup>3</sup> （税務部会の岸本委員の全体会意見）資料の閲覧・謄写の申請があった場合、部会に諮って、決定を出してという流れで判断をするのか。もしそうであるならば、時間のロスになる。改定行審法の「迅速性の確保」の趣旨とも逸れるのではないか。

<sup>4</sup> 全般的に、総務部会では職権送付はほぼ全件に近い形で行われているのに対し、税務部会ではほぼ行われていない状況でした。

いました。

その結果、①職権送付については反論の機会を与えるため原則送付する運用とすること、②差し支え意見について審査会で検討を行っていただければ逆に迅速性が損なわれることとなるため適当ではないとの意見があった部分を除いて送付すること、③主張が尽くされている場合等職権送付を行うことによって調査・審議が長期化しかねない場合もあることから例外を設けることが望ましいとの意見がありました。

それらの意見を踏まえて（さらに、改正原案について令和4年7月26日に全委員にメールで意見を募ったが意見なし）、令和4年8月4日改正において、適当ではないとの意見があった部分を除いて原則送付することとしつつ、部会の判断で送付しないこともできる旨の規定に改めることとなりました（令和4年8月5日にメールにて全委員に周知）。

#### (6) 職権送付の対象について

現行の要領では、第14条の2にその規定があり、第1項において、「部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第22号の2の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、**主張書面等の写し**（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの）**を送付するものとする**。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でない」と部会が判断した場合はこの限りでない。」と規定しています。

「主張書面等」とは、要領第8条第3項において、「**主張書面又は資料**（以下「**主張書面等**」という。）」と定義しています。

前記の通り、法の「主張書面」、「資料」の用法からすると、現行の要領に基づく職権送付の対象となるのは審査関係人が提出する「主張書面」、「資料」となります。

また、平成29年改正、令和4年改正の経過を踏まえると、職権送付の意義は、  
①閲覧・交付請求の手続の時間を短縮すべく迅速に主張書面等の提供を行うため  
②相手方当事者に反論の機会を与えるため  
の2点にあると思われれます。

そうであれば、①の閲覧・交付請求手続の時間短縮の観点からは資料を排除する理由はなく、また、②の反論の機会を与えるとの観点からも主張に対する反論とともに証拠に対する反証の機会を与えるべきであることから（特に今後事実認定を丁寧に行うのであればより必要となると思われれます。）、主張を裏付ける証拠（資料）を職権送付の対象外とする理由はありません。

## 2 論点

法では、調査審議に用いた書面の審査関係人への送付に関する規定は、第78条の「提

出資料の閲覧・交付」しかありませんが、上記の意義からすると、審査関係人がそれぞれの主張を理解し、相互に反論しあった上で審査会が結論を出すために、審査会に提出された書面や審査会が作成した書面、審査請求人その他の第三者の利益、事務事業遂行上の支障等を勘案して審査会の判断で審査関係人に送付することは許容されていると考えられます。

したがって、審査会として職権送付によってどこまでの書面を審査関係人に常に送付する規定を置くべきなのか、あるいは必要なときにのみ送付することができる規定を置くべきなのかを検討する必要があります。

現在、審査会の調査審議に用いている書面は下表のとおりとなります。

	作成	閲覧・交付	職権送付
①主張書面（法 76 条、74 条前段）	—	対象	対象
②資料（法 76 条、74 条前段）	—	対象	対象
③口頭意見陳述聴取結果記録書（法 75 条、要領 18 条）	運営要領第 18 条に基づき作成	対象外	対象外
④法第 74 条に基づき提出を求めた書面（法 74 条後段）	—	対象外	対象外※
⑤法第 74 条に基づき調査した結果を審査会が記録した書面（法 74 条後段、要領 18 条）	運営要領第 18 条に基づき作成	対象外	対象外

※総務部会においては、処分庁提出資料についても運用上送付している。

職権送付の対象をどの書面とするか書面ごとに見ていきます。

(1) ①主張書面（法 74 条前段、76 条）・②資料（法 74 条前段、法 76 条）

①②は現行の要領では既に職権送付の対象となっています。

(2) ③口頭意見陳述（法 75 条）

③口頭意見陳述は、法第 75 条において、「審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。」と規定されているところです。

ここで、「意見」が何を指すかが問題となりますが、室井力ほか編『コンメンタール行政法 I 【第 3 版】行政手続法・行政不服審査法』546 頁（平成 30 年、日本評論社）によれば、「(口頭意見陳述の) 目的は、審査関係人による口頭による主張・立証の機会を保障すること、およびこれを通じて行政不服審査会による審議を適正なものとすることである。」とされています。

それを前提とすると、主張の側面と立証（人証）の側面を兼ねていると思われます。

要領第 18 条は、「部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。」と規定しています。

(3) ⑤審査庁説明・処分庁陳述・その他の第三者の陳述の結果記録（法 74 条後段）

審査庁説明・処分庁陳述・その他の第三者の陳述は、行政不服審査法第 74 条の「適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるとその他必要な調査をすることができる。」との規定に基づくものであり、審査庁に対しては主張を促すことや諮問資料等の疑問点を解消するために行われ、処分庁に対しては処分時の事実関係等を調査するために行われ、その他の第三者に対してはその者が知っている事実又は鑑定の結果を調査するために行われるものです。

要領第 18 条は、「部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。」と規定しており、要旨の作成を法に基づく意見陳述（口頭意見陳述）に限定していませんので、審査会が求めた審査庁説明・処分庁陳述等においても(2)と同様の要旨を作成することとなります。

(4) ④処分庁提出資料、その他の第三者からの提出資料（法 74 条後段）

処分庁提出資料については、法第 29 条第 3 項第 1 号により処分庁から審理員に提出した証拠に不足があった場合や、審査請求人の主張に応じて処分庁に調査をする必要が生じた場合に審査会が調査のため処分庁に資料の提出を求めることがあります。その場合に処分庁から提出される資料は、審査庁の主張書面や資料と同様に、「答申の判断の基礎となるもの」もあると考えられることから、職権送付の必要性は高いと考えられます<sup>5</sup>（前例はありませんが、その他の第三者からの提出資料も場合により）。

なお、大阪市の審理員における、通知に基づく職権送付の運用としては、審理員が、「弁明書等の主張を根拠づける資料は提出人へ閲覧・交付の可否を確認するとともに、審理の迅速化と充実のため必要と認める場合については、審理員の職権で速やかに審理関係人へ送付してください。」とするとともに、「〔審査請求人又は参加人の申立てに基づき〕口頭意見陳述を実施する際には、ICレコーダー等で録音のうえ、全文もしくは要約による記録書を作成し、審理関係人（口頭意見陳述の欠席者がいる場合は、欠席者も含む。）に送付するよう努めてください。」「審理関係人に対する質問、参考人による陳述や鑑定などの審理手続において、裁決の内容についての判断に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合には、反論の機会を与えるため、その事実を了知しない審理関係人に対して、当該事実が記録された書面(以下「記録書等<sup>6</sup>」という。)を送付するな

<sup>5</sup> 本市運営要領第 12 条の 2 第 3 項や様式第 10 号には、閲覧・交付や職権送付の対象になることを前提としたような記載がありますが、処分庁等提出資料は法に基づく閲覧・交付請求の対象とはならないことから、少なくとも閲覧・交付の部分は、規定ミスと思われます。

<sup>6</sup> 総務省発行の行政不服審査法審査請求マニュアル【様式編】の様式例第 51 号様式「質問結果記録書」、同第 59 号「鑑定結果報告書」、同第 62 号「参考人陳述聴取結果記録書」、同第 63 号「鑑定結果聴取記録書」、第 64 号「検証結果記録書」などが該当します。

ど、当該事実についての情報提供を行ってください。」としています。

(5) ③⑤要領第 18 条の「要旨」の内容について

要領第 18 条で規定されている「要旨」の記載事項について要領に規定はありませんが、「審査会の判断の基礎となるもの」については発言内容を記載しておく必要があると考えられます。

一方、総務省の「行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアル」では、「主張書面等以外の書類（意見の陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）がある場合について、当該書類等の内容が、答申の判断の基礎となるものであると、審査会が判断した場合には、本手続とは別に、運用上、職権により、審査請求人等に対し、当該書面等の写しの交付等を行うことが望ましい」とされています。

そうすると、ここで求められている「答申の判断の基礎となるもの」を送付する場合、①本条に基づく要旨をもって「答申の判断の基礎となるもの」を送付することとするのか、②本条とは別に「答申の判断の基礎となるもの」を作成し送付するのかの 2 つの選択肢があります。

### 3 アンケート案

以下について、次回5月の全体会に向けての論点整理を行うため、現時点でのご見解をお示しいただければと思います。

①～④及び、⑥は、「賛成」、「反対」のいずれかを選択するとともに、理由を記載してください。

⑤は、4つの選択肢から選択するとともに、理由を記載してください（選択肢以外のご意見があれば、選択せずに理由欄に理由を記載してください。）。

その他、職権送付についてご意見があれば、(3)の自由記載欄にご記入ください。

#### (1) どこまでの書面を職権送付の対象とするか

①審査関係人以外（処分庁、その他の第三者のこと）が提出した書面（資料）について  
（法74条後段）

具体例：審査会からの求めに応じて処分庁から提出されたケース記録

審査会からの求めに応じて年金事務所から提出された年金記録

（賛成、反対）（理由： ）

②行政不服審査法第75条第1項に基づく審査関係人からの意見の陳述の申立てに基づき実施された口頭意見陳述の記録（ここでは、記録の詳細度は問わず、少なくとも答申の判断の基礎となる部分を送付すべきという意見であれば「賛成」としてください。）について

（賛成、反対）（理由： ）

③行政不服審査法第74条に基づき審査庁に求めた口頭説明の記録（同上）について

（賛成、反対）（理由： ）

④行政不服審査法第74条に基づき処分庁、その他の第三者に求めた陳述の記録(同上)について

（賛成、反対）（理由： ）

#### 参考

大阪市行政不服審査会運営要領

（主張書面等の職権送付）

第14条の2 部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第22号の2の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、主張書面等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したもの）を送付するものとす

る。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でない  
部会が判断した場合はこの限りでない。

- 2 部会は、前項の送付をしようとする場合には、送付しようとする主張書面等に  
係る職権送付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第 23 号の書面若  
しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該主張書面等の提出人に、当該職  
権送付についての意見を聴取する。

## (2) その他

- ⑤口頭による意見の記録（②③④）の記載内容をどの程度とすべきか。

（録音データからの逐語反訳、発言の要旨、答申の判断の基礎となる部分、送付自  
体に反対）

（理由： \_\_\_\_\_ ）

### 参考

大阪市行政不服審査会運営要領

（調査結果の記録の作成）

- 第 18 条 部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政  
機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、  
その要旨を記載した書面を作成しなければならない。

- ⑥大阪市行政不服審査会運営要領第 14 条の 2 では、提出者からの「適当ではないと  
の意見のあった部分」を除いて職権送付するものとしているが、提出者から適当で  
はないとの意見があろうとも審査会として送付が必要と判断した場合には職権送  
付できる規定を設けることについて

例えば、審査庁が事務事業遂行情報であると主張する該当部分が、情報公開条例に  
照らし、到底認められない場合などです。

（賛成、反対）（理由： \_\_\_\_\_ ）

## (3) 自由記載

（ \_\_\_\_\_ ）

## 参考法令等の抜粋

### ・行政不服審査法

#### (弁明書の提出)

第二十九条 審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。

2 審理員は、相当の期間を定めて、処分庁等に対し、弁明書の提出を求めるものとする。

3 処分庁等は、前項の弁明書に、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 処分についての審査請求に対する弁明書 処分の内容及び理由

二 不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

4 処分庁が次に掲げる書面を保有する場合には、前項第一号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二十四条第一項の調書及び同条第三項の報告書

二 行政手続法第二十九条第一項に規定する弁明書

5 審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

#### (審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第三十八条 審査請求人又は参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、審理員に対し、提出書類等(第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあつては、記録された事項を審査庁が定める方法により表示したものの閲覧)又は当該書面若しくは当該書類の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審理員は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審理員は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

6 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区並びに地方公共団体の組合に限る。以下同じ。）に所属する行政庁が審査庁である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「政令」とあるのは、「条例」とし、国又は地方公共団体に所属しない行政庁が審査庁である場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「政令で」とあるのは、「審査庁が」とする。

#### （審査会の調査権限）

第七十四条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は第四十三条第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下この款において「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下この款において「主張書面」という。）又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

#### （意見の陳述）

第七十五条 審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

#### （主張書面等の提出）

第七十六条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### （提出資料の閲覧等）

第七十八条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求め、することができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

#### ・大阪市行政不服審査会運営要領

(諮問事件の係属の通知等)

第8条 部会長は、前条第1項の規定により割り振られた事件について、様式第6号の1又は様式第6号の2の書面により、諮問番号、諮問事件名、係属する部会その他必要と認める事項を審査関係人に通知する。

2 前項による通知後、審査庁により諮問が取り下げられた場合は、部会長は、様式第6号の3の書面により、審査請求人又は参加人に諮問が取り下げられた旨通知する。

3 部会長は、部会における調査審議の効率的な遂行に資するため、部会の会議の開催に先立ち、主張書面又は資料（以下「主張書面等」という。）を提出すべき相当の期間を定めることができる。

4 部会は、必要があると認めるときは、部会の会議の後に、主張書面等を提出すべき相当の期間を定める。

5 前2項の規定により主張書面等を提出すべき相当の期間を定めたときは、部会長は、様式第7号の1又は第7号の2の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、法第81条第3項において準用する法第74条に規定する審査関係人（以下「審査関係人」という。）に通知する。

6 前項の通知を行う場合には、様式第7号の1又は様式第7号の2の別紙の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該主張書面等に係る法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付及び職権送付についての意見を聴くものとする。

(部会の開催前の調査等)

第9条 部会長は、部会における調査審議の充実及び効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、部会の会議の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

(1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。

(2) 処分庁に対し、資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取するこ

と。

(3) 審査関係人に対し、法第 81 条第 3 項において準用する法第 75 条第 1 項本文の規定による意見の陳述（以下「口 頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

2 前項第 1 号の諮問説明書の補充又は資料の提出の求めは、様式第 8 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、前項第 1 号の口頭での説明の求めは、様式第 9 号（ウェブ会議の方法により実施する場合には様式第 9 号の 2）の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより行う。

3 第 1 項第 2 号の資料の提出の求めは、様式第 10 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、同項第 2 号の口頭での説明の求めは、様式第 11 号（ウェブ会議の方法により実施する場合には様式第 11 号の 2）の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより行う。

4 前項の資料の提出の求めを行う場合には、当該主張書面等に係る法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付及び職権送付についての意見を、あらかじめ様式第 10 号の別紙の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、聴くものとする。

5 第 1 項第 3 号の確認は、様式第 12 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより行う。また、当該確認を行う場合には、別紙として様式第 15 号の口頭意見陳述申立書（様式書面）若しくは同書を電磁的記録に変換したものを添付する。

6 部会長は、部会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ各委員に対し当該部会の会議における調査審議に必要な資料を配付する。

（参考人の陳述又は鑑定求め）

第 12 条 部会は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 74 条の規定により、適当と認める者に事実若しくは意見の陳述を求め、又は鑑定を求める場合には、様式第 13 号（ウェブ会議の方法により実施する場合には様式第 13 号の 2）若しくは同書を電磁的記録に変換したもの又は第 14 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該適当と認める者にその旨を求める。

2 部会は、前項の求めに応じ鑑定を行った者（第 18 条において「鑑定人」という。）に対し、書面若しくは同書を電磁的記録に変換したもの又は口頭により、その鑑定の結果の報告を求める。

（主張書面等の職権送付）

第 14 条の 2 部会は、調査審議の充実及び効率的な遂行のため、職権で、審査関係人に対し、様式第 22 号の 2 の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、適当ではないとの意見があった部分を除いて、主張書面等の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的

記録に記録された事項を用紙に出力したもの)を送付するものとする。ただし、調査審議の充実及び効率的な遂行に資さないなど、送付が適切でないと部会が判断した場合はこの限りでない。

2 部会は、前項の送付をしようとする場合には、送付しようとする主張書面等に係る職権送付についての意見を既に聴取している場合を除き、様式第 23 号の書面若しくは同書を電磁的記録に変換したものにより、当該主張書面等の提出人に、当該職権送付についての意見を聴取する。

(調査結果の記録の作成)

第 18 条 部会は、調査を審査関係人、鑑定人、参考人又は処分庁その他の関係行政機関からの口頭による説明又は意見の陳述を聴取する方法により行ったときは、その要旨を記載した書面を作成しなければならない。